

**手続名**  
介護保険負担限度額認定申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

**手続説明**

- ・概要  
介護保険施設に入所した場合、ショートステイの利用をした場合に、食費と居住費の減額を受けるための申請です。
- ・対象者  
介護認定を受け、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設、介護医療院）に入所、または、短期入所施設（ショートステイ）を利用する方で、下記要件のすべてを満たす方
  - 1 世帯全員が住民税非課税
  - 2 配偶者が住民税非課税（別世帯の配偶者、内縁関係の者も含む）
  - 3 預貯金等の資産が一定額以下
- ・負担限度額（1日あたり）  
負担限度額認定が適用された方の介護保険施設利用時の食費、居住費等の自己負担限度額は、手続詳細URL（右下）をご参照ください。

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人及び配偶者名義で所持している全ての預金通帳の写し  
（通帳表面の名義人等と最終記載の残高が分かるページをコピーしてください。）
- ・有価証券の申請時評価額が分かるもの  
（証券会社や銀行の名義人、残高がわかるようにコピーしてください。）

※負債（借入金・住宅ローンなど）は預貯金等から差し引いて計算します。借用証書の写しを添付してください。

**手続詳細URL**  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo\\_sogoiigyo/2018-0919gendogaku.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo_sogoiigyo/2018-0919gendogaku.html)

|          |               |
|----------|---------------|
| 出張所での取扱い | 木曜延長・休日開庁の取扱い |
| なし       | なし            |